

## 第 7 5 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 4 年足立区条例第  
1 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考 2 を備考 4 とし、備考 1 を備考 3 とし、その前に次のよう  
に加える。

- 1 投票所の投票管理者のうち、従事時間が投票時間の 2 分の 1 で  
ある者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、1 万円とする。
- 2 期日前投票所の投票管理者のうち、従事時間が投票時間の 2 分  
の 1 である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、9, 0 0  
0 円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、交替して職務を行わせる場合におけ  
る投票管理者の報酬の額を定める必要があるので、この条例案を提出い  
たします。